

| | |
|----------|--|
| 氏名 | おがわ ひろ ゆき 小川 浩 之 |
| 学位(専攻分野) | 博士(法学) |
| 学位記番号 | 法博第56号 |
| 学位授与の日付 | 平成18年11月24日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第1項該当 |
| 研究科・専攻 | 法学研究科政治学専攻 |
| 学位論文題目 | 戦後イギリス対外政策の再編と第一回 EEC 加盟申請への道 1955～61年 |

論文調査委員 (主査) 教授 中西 寛 教授 唐渡 晃 弘 教授 鈴木 基 史

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1950年代中期から1961年8月10日にヨーロッパ経済共同体（EEC）への加盟申請を行うに至るまでのイギリスの対外政策、特に通商経済政策に着目し、外交史料を中心に実証的な分析を加えることで、その期間を指導したマクミラン政権の外交を、スエズ戦争によって頓挫したイギリス外交の再構築を図る試みとして意義づけると共に、その限界をも明らかにせんとするものである。

序論においては、第二次世界大戦直後には米ソと並ぶ三大国として自らを意識していたイギリスが、今日の「ミドル・パワー」としての役割意識を持つに至る過程の中で、マクミラン政権期が重要な転換期にあったという論文全体の問題設定がなされる。さらに、戦後イギリス外交の基本路線として唱えられた「三つの輪ドクトリン」、すなわち、帝国・コモンウェルス、大西洋同盟、西ヨーロッパという三つの対象の関係の相互作用においてイギリス外交を分析する視角が基本的な分析枠組みとして提示される。

第1部は、1950年代半ばにおいて、イギリス政府が、西ヨーロッパとコモンウェルス双方から通商関係の転換を求められ、政策の見直しを開始した経緯を分析する。第1章は、ヨーロッパ大陸6カ国が1955年6月に行った「メッシーナ決議」に基づき、共同市場の設立と原子力の平和利用分野の統合に向けた動きに着目したことに對するイギリスの反応を扱う。この動きは、当時のイーデン英政権の思惑に反して、アイゼンハワー米政権からも熱心な支持を受け、イギリスを困難に追い込んだ。この時点でイーデン政権は帝国・コモンウェルス特惠制度を守るため、ヨーロッパ統合には参加せず、自由貿易圏の構築を選択する。第2章では、1956年から翌年にかけてコモンウェルス内のオーストラリア、ニュージーランドから相次いで提起された、1932年オタワ協定に基づく特惠制度の再交渉要求への対応が扱われる。イギリスは特惠を可能な限り維持する方針で臨み、両国との新協定の締結に成功するが、この経験はイギリス政府をして、根本的な通商政策の見直しの必要を認識させることとなった。

第2部では、通商関係の再構築の必要を認識したマクミラン政権が、1957年から翌年にかけてヨーロッパとコモンウェルス双方で新たな通商政策を提起したが、結果的に挫折に終わった過程が分析される。第1章では西ヨーロッパ17カ国間における自由貿易地域（FTA）設立提案が扱われる。ヨーロッパ大陸6カ国が1957年3月にローマ条約に調印し、翌年1月にヨーロッパ経済共同体（EEC）を発足させたことに對して、マクミラン政権は共同市場をも包摂する西ヨーロッパ大のFTAを設立することで、共同市場の経済的、政治的影響を緩和することを狙った。しかしこの構想はコモンウェルスや国内農家への配慮から農産物を除外したことにより、また、アイゼンハワー米政権からも強い支持を受けることができず、実現することなく終わる。第2章では、英加2国間自由貿易協定構想の交渉過程が描かれる。カナダ首相ディーフェンベーカーは、対米依存の大きさへの懸念もあってイギリスへの貿易転換への期待を表明した。この発言をきっかけとしてマクミラン政権は英加2国間自由貿易協定を提案した。しかしこの提案は、ヨーロッパ自由貿易協定提案に反発する国内の帝国・コモンウェルス派への配慮を含んだものであり、国内工業部門の育成というカナダの期待に答えるものではなく、協定案は棚

上げられて終わった。これら二つの構想の挫折によって、マクミラン政権は対外政策の行き詰まり感を深めたのである。

第3部では、1959年から61年にかけて、マクミラン政権がヨーロッパ及び帝国・コモンウェルス関係で更なる政策変更を追求した後、最終的にヨーロッパ経済共同体への加入申請の意思を固め、1961年8月に申請を行うまでの過程が分析される。第1章では、EECに加盟していなかった西ヨーロッパ諸国のうちオーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、スイスという相対的に経済水準が高かった諸国と共に工業製品FTAを設立することを目指した経緯が描かれる。この構想は1960年5月のヨーロッパ自由貿易連合(EFTA)設立に結実するが、マクミラン政権が当初期待した、EFTAがEECへの「橋渡し」となって西ヨーロッパ規模のFTA設立につながるという目標は、EFTAの存在感の弱さ、アメリカの消極的姿勢のために実現困難であることが明らかとなった。それゆえイギリス政府にとってEFTAの意義は急速に低下していく。第2章では南アフリカの共和国移行に伴うコモンウェルスの変容が描かれる。1960～61年にかけて、南アフリカ連邦政府は共和国移行後もコモンウェルスへの残留を申請したが、アジアやアフリカ、カナダなどから人種隔離政策(アパルトヘイト)への厳しい非難を受けて、申請撤回に追いこまれる事態が生じた。この経緯は、最後まで南アフリカのコモンウェルス残留を確保すべく努力を重ねたマクミラン政権にとってコモンウェルスの意義と将来性に深刻な疑問を投げかけるものとなった。第3章は、1961年1月のケネディ米政権の成立を受けて、マクミラン政権が最終的にEEC加盟を決断する過程が分析される。当初、イギリスは新政権がEFTAに好意的な姿勢をとることを期待したが、その期待は実現しなかった。マクミラン政権は、「英米特殊関係」を将来にわたって維持・強化する観点から、米政府及び議会で支持が強いEECに加盟し、そのなかで「安定勢力」としての役割を果たすことが望ましいという認識を強めていった。こうして、マクミラン政権は、1961年7月末の二度の閣議での決定を経て、8月10日、第一回EEC加盟申請を行うに至ったのである。ただし、この申請は、従来からの大きな政策転換であったことは確かであるものの、なお既存のコモンウェルス諸国、EFTA諸国、国内農業等の利害関係を顧慮した「条件付きの加盟申請」であり、そのことが結果的にヨーロッパ大陸諸国側、なかんずくドゴール仏大統領による申請拒否に名分を与えることになった。

結論においては、改めて1961年のイギリスによる第一回EEC加盟申請の意義づけが検討される。1950年代中期以降、英政府によって追求されてきたイギリス対外政策、特に通商政策の展開の文脈においては、この加盟申請は単に西ヨーロッパ諸国への譲歩と接近を意味するものではなく、帝国・コモンウェルス、大西洋同盟、西ヨーロッパという「三つの輪」政策の再編の試みの帰着点として積極的意義を有するものであった。しかし同時に、この再編は不完全であり、「三つの輪」の自国にとっての優先順位を明確化するには至らなかった。結果としてEEC加盟申請は様々な配慮によって制約されており、その限界が申請の失敗につながったとの評価が示される。

論文審査の結果の要旨

本論文は、1961年にイギリスのマクミラン政権によって行われたイギリスのヨーロッパ経済共同体(EEC)加入申請を、1950年代以降のイギリス対外政策再編過程の中で位置づけることによって、戦後イギリス外交に対して新たな視点をもたらさんとする著作である。

戦後イギリス外交に関しては、その豊富な外交史料を利用した実証的研究が日本でも盛んとなっており、特に若い外交史家による研究が積み重ねられている分野である。本論文もこうした研究群に属しているが、以下の諸点において特に評価に値する作品となっている。

第一に、戦後イギリス史全体を俯瞰する視野から、1950年代後半から60年代初頭のイギリス外交、特にその対外経済政策に焦点を当てていることである。戦後イギリス外交史研究の多くは、イギリスが米ソに次ぐ世界的大国としての威信を残していた戦後初期、すなわちアトリー労働党政権期からチャーチル、イーデン保守党政権期に集中している。それ以降の時期についても、外交文書の公開に伴って研究が進められてはいるが、個別的な事例分析にとどまる例が多く、包括的な意義づけを行っている研究はまだ少ない。本論文の対象としているイギリスのEEC加盟申請についても英語圏では一定の研究蓄積があるが、その多くは加盟申請の背景を、ヨーロッパ統合を戦略的視点から重視するケネディ米政権の意向や南アフリカのコモンウェルス脱退に伴う帝国・コモンウェルスへの幻滅といった短期的視点で分析している。しかしこうした視点は、詳細な史料分析を重視する余りに結果的にこの時期のイギリス外交に対してその主体性の欠如や拙劣さを強調しすぎる傾向

を持っていた。対して本書は、先行研究を十分に咀嚼しながらも、1950年代以降のイギリス外交の文脈の中でEEC加盟申請を位置づけることによって、スエズ紛争への参加と挫折によって外交的威信を大きく傷つけられたイギリスが、自らの力の限界を悟りつつ、しかもその外交的地位の再構築を図らんとする努力の帰結としてEEC加盟申請を位置づけるという新たな視角を提示することに成功している。こうした視角は、英語圏におけるいわばミクロな実証研究に対して、マクロ的把握を提示したのものとして国際的にも高く評価できる。

第二に、本論文は、対外経済政策分野に着目することによって、従来、個別的に研究されてきたイギリスの帝国・コモンウェルス政策と対ヨーロッパ政策を一体的に分析し、イギリス外交の基軸であった英米関係と合わせたいわゆる「三つの輪」としての対外政策を包括的に分析することに成功している。戦後イギリスが、帝国・コモンウェルス内のイギリスの指導性を前提としてアメリカ、ヨーロッパとの関係を構築しようとしていたのに対し、スエズ紛争は基本的な変更を迫るものであったという本論文の主張は説得的である。更に、EEC加盟申請に至る過程において、イギリスがオーストラリア、ニュージーランド、カナダ等との従来の特惠制度を変更し、新たな自由貿易協定の締結を模索したこと、ヨーロッパにおいて広域的な自由貿易協定構想の提示からヨーロッパ自由貿易協定(EFTA)締結に至る過程において、自己の国益を守りつつEECとの調和を図ろうとしたことなどの記述は、当時のイギリス外交が持っていた広がりや拘束要因を同時に明らかにしている。こうした視角は、政治的、戦略的側面を中心としてきた先行研究に対して、より包括的な形でイギリス対外政策を規定した諸要因を描き出すことに成功していると評価できる。

第三に、本論文はその史料調査の広汎さにおいても高い水準に達している。イギリスの内閣や外務省資料に加え、コモンウェルス関係省、大蔵省、商務省、農業省文書も調査している他、アメリカ、カナダの一次史料も分析対象としている。深い史料調査は近年のイギリス外交史研究に一般的な特徴とは言え、本論文は多岐にわたり、かつ技術的性格も強い経済関係の政府資料を十分に精査し、政策決定に至る諸アクターの相互作用を的確に再構成している。こうした分析は日本における戦後イギリス外交史研究の水準を今まで以上に高めるものとして評価できる。

もちろん、本論文にいくつかの留保をつけるべき点がないわけではない。第一に、本論文は史料の調査と分析に大きな比重が置かれる一方で、理論的分析については徹底されていない面がある。この時期のイギリス外交において対外経済政策が重要な要因であったという本論文の主張は首肯しうるにしても、それが広い意味での政治戦略の一貫として構想されたのか、より純粋な経済的利益の観点から追求されたのかについては、明確な分析が行われていない。この点は、本論文において、当時のイギリスの政治外交及び軍事安全保障戦略に関する記述が必ずしも十分ではなく、その面で中心をなしていたと考えられる対米関係に関する分析に関しては、既存研究に依存する度合いが高く、独創性をやや欠く点と相まって、この時代のイギリス外交史研究を考察する上での更なる課題として残されていると言えよう。

第二に、本論文は近年新たに公開された史料を丁寧に利用することを重視する余り、いささか史料偏重に傾き、その叙述が時に明快さを欠くきらいがある。これは、様々な考慮の中で選択を迫られていたイギリス外交の状況とその中での政策決定者の困難を描き出したいという著者の意欲に由来する部分も感ぜられるが、結果として本論文の描き出すイギリス外交像が十分に明確な像を形成し得ていない部分も存在する。

しかしこうした点は著者が今後更に研究を進め、また研究者としての経験を蓄積していくことによって十分に補うべき課題であろう。本論文が1950年代中期から60年代初頭にかけてのイギリス外交研究に関して日本の学界に対して大きな貢献をなしたことは間違いなく、今後長く参照される研究となるであろう。その意味で本論文の意義は高く評価できる。

以上の理由から、本論文は博士(法学)の学位を授与するのにふさわしいものと認められる。

なお平成18年6月22日に調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。